

## 熊本市北区まちづくり懇話会の開催に関する要綱

制定 平成25年4月1日市長決裁  
改正 平成27年4月1日北区長決裁  
改正 平成28年4月1日北区長決裁  
改正 平成28年11月21日市長決裁  
改正 令和2年7月1日北区長決裁  
改正 令和6年3月28日北区長決裁

### (目的及び開催)

第1条 区民の参画によって、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について意見交換を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、北区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 北区の区域内に住所を有する者
  - イ 北区の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 北区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 区の特性を生かしたまちづくり 北区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、北区を魅力的でより快適にしていく、社会・経済・文化・環境保全などのソフト的な活動をいう。

### (所掌事務)

第3条 懇話会は、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について意見交換を行い、その内容を北区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

### (委員)

第4条 懇話会は、委員20人以内をもって開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が選定する。

- (1) 北区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者

(2) 区民であって懇話会の委員に応募した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、懇話会の開催目的を達成するために必要と認める者

3 委員の任期は、選定された日から同日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期については、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、区長が招集し、開催する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、公開とする。

(会議録の決定等)

第8条 会議録は事務局で作成後、会長、副会長に確認をとりその後公開とする。

(委員への謝礼の支払)

第9条 懇話会の委員には、出席1回当たり3,000円の謝礼金を支払う。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として懇話会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、北区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の懇話会は、区長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 任期満了に伴う改選後最初の懇話会は、区長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。